【使用料の減免について】

関ケ原町関ケ原ふれあいセンターの使用料に関する規則第４条により、下記の場合には使用料の減免が受けられます。

①	町が主催または共催して使用するとき	[免　除]
②	国および県が主催し、町が共催して使用するとき	[免　除]
③	町内における各種公共的団体で町の助成する団体が使用するとき	[50％減額]
④	町および町教育委員会の後援を受けた団体が使用するとき	[30％減額]
⑤	国、県および他の地方公共団体が主催して使用するとき	[20％減額]